

Title	イギリス外交と英仏同盟交渉の破綻、一九一九-一九二二年
Sub Title	British diplomacy and the collapse of the negotiations for an Anglo-French alliance,1919-1922
Author	大久保, 明(Okubo, Akira)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.96, (2013. 3) ,p.179- 210
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130315-0179

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス外交と英仏同盟交渉の破綻、 一九一九—一九二二年

大久保明

- 一 はじめに
- 二 パリ講和会議における英仏保障条約の起源、一九一九年
 - (一) ライン河防衛線構想保障条約という代案
 - (二) 英仏・米仏保障条約の不可分化
- 三 イギリス政府と英仏同盟案、一九二〇—二二年
- 四 カンヌ会議と英仏同盟交渉の浮沈、一九二一—二三年
 - (一) ブリアンの同盟提案
 - (二) カンヌ会議
 - (三) 英仏同盟交渉の頓挫
- 五 おわりに

一 はじめに

一九〇四年に植民地協定として結ばれた英仏協商は、その後の一〇年間、ドイツとの間に外交的危機が生じること、ヨーロッパにおける政治的・軍事的結合を強めていった。⁽¹⁾一九一四年夏に大戦が勃発すると、英仏は単独講和を禁じる合意を結び、一九一八年一月の停戦までもに戦った。しかし、長い対立の歴史を持つ英仏の協力体制が、大戦後まで維持される保証はなかった。両国の共通の脅威であったドイツは敗北し、厭戦と平和主義の機運が高まっていた。

第一次大戦後の平和構築の試みを論じる研究は数限りない。しかしながら、国際連盟の下での集団的安全保障という壮大な「実験」が開始した陰で、英仏二国が平時の同盟条約を模索したことはあまり知られていない。一九一九年から一九二二年にかけて、英仏同盟案は何度となく検討され、英仏首脳間でも議論された。一九二二年一月には草案が交換され、一時締結目前にまで迫った。しかし、最終的にこの試みが実を結ぶことはなかった。本稿は、英仏同盟案の立案と交渉の過程をイギリス政府の立場から再検討する。

先行研究を眺めると、第一次大戦後の英仏同盟交渉を包括的に扱った研究は、大半の史料が開示される遙か以前の一九三六年に出版されたものが依然として唯一である。⁽²⁾大方の一次史料が出揃った後の実証的研究は、一九一九年の英仏・米仏保障条約交渉を扱うものと、一九二二年の英仏同盟交渉を扱うものとに、大きく二分される。しかし、少なくともイギリスの観点から見れば、一九二二年の交渉は、無効となった一九一九年の英仏保障条約の復活を意図して行われており、連続性が強い。そして、一九一九年から二二年にかけて、英政府内では英仏協定に関する政策検討が一定程度継続的に行われており、交渉や政策立案を担った人物たちはほぼ共通する。また、上に挙げた先行研究の中

には、多国間関係史として質の高い研究がいくつか存在するものの、三年間を通じたイギリスの政策検討が十分に深く掘り下げられているとは言えない。本稿は、これら優れた先行研究に立脚しながらも、イギリスの一次史料を改めて検証し、英仏協定案の浮上から頓挫までの一連の英政府内の意思決定を詳細に描き出すことを目的とする。そうすることで、第一次大戦後のイギリスの安全保障観や対仏・対独認識を浮き彫りにし、イギリス政府がフランスとの同盟締結を躊躇した理由を明らかにしたい。

二. パリ講和会議における英仏保障条約の起源、一九一九年

(一) ライン河防衛線構想

一九一八年一二月、連合国軍はドイツとの停戦協定に基づきラインラントを占領した。フランスでは、連合国軍最高司令官フォッシュ (Ferdinand Foch) 元帥を中心に、占領を恒久化し、ラインラントを仏独間の干渉国家として分離独立させる計画 (以下、ライン構想) が練られた。フォッシュは、ドイツとの国力差 (人口差が特に重視された) を是正し、フランスに確固とした安全保障をもたらすためには、ライン河をドイツの西部国境とするべきだと説いた。クレマンソー (Georges Clemenceau) 政権は同案を採用し、講和会議における最大の獲得目標の一つに設定した。⁽⁵⁾

一方、イギリスは、ドイツの分断を招き、長期間の軍事占領を伴う同案を快く思わなかった。初めて具体的な形でこの構想を伝えられた英首相ロイド・ジョージ (David Lloyd George) は、「逆側に新しいアルザス・ロレーヌ」を作り出してしまおうのではないかと述べ、難色を示した。⁽⁶⁾そして、外相バルフォア (Arthur Balfour) は、「ライン構想はドイツが再び西方攻勢を仕掛けてくるという一方的な観測に基づくものだ」と批判した。彼は、再度の大戦を防ぐ抜本的

解決策は、国際連盟や軍縮に基づく「国際政治システムそのものの変革」にあり、フランスはその試みを軽んじていると非難した。そして、フランスの懸念は、「正しいかもしれない。しかし、そうだとすれば、ライン国境の操作程度では、フランスは、東方の強大な隣国に接し、変動する外交情勢と不確定な軍事同盟の前に恐れおののく二等国以上の地位にはなれないことは、ほとんど必然である」、と痛烈に批判した。⁷⁾

一九一九年一月、パリ講和会議が開会した。ウィルソン (Woodrow Wilson) 米大統領の強い意向もあり講和会議はまず国際連盟案を優先的に議論した。ライン構想が本格的に検討されるのは二月後半以降のことであった。そのころには、連盟規約の大枠が定まり、ドイツの軍備制限に関する検討も進んでいた。英米人の多くは国際連盟とドイツに対する軍備制限により十分な安全保障がもたらされると考えていたが、フランスは説得されなかった。二月二五日、フランス政府はフォッシュ案を踏襲した包括的覚書を英米に提出した。同覚書は、国際連盟や軍備制限だけでは一四四年の再現を防ぐことはできないと訴え、「物理的保障 (garantie physique)」として、ライン構想の実現を求めた。⁸⁾

これを受け、当時ロンドンにいたロイド・ジョージはライン構想を閣議にかけた。閣議では一部の出席者が仏案に理解を示したが、全体の趨勢は同案を否定する方向へと傾いて行った。陸相チャーチル (Winston Churchill) は、フランスからイギリスの講和目標への支持を獲得し、寛大な対独和平を実現するためにも、フランスに共感する姿勢を見せる重要性を説いた。外相代理 (一九一九年一〇月以降外相) カーズン (Lord Curzon) も、イギリスの国益の観点から見れば、仏案はフランスをラインラントに注力させ、同国の関心をイギリスと利益が交差する植民地から逸らす効果があると指摘した。また、陸軍参謀総長ヘンリー・ウィルソン (Henry Wilson) は、ライン河防衛線の軍事的利点を説明し、非武装地帯の設置を強く推奨した。一方、王璽尚書ボナー・ロウ (Andrew Bonar Law) は、占領を長期にわたり継続する現実性に疑念を表明した。さらに、ロイド・ジョージは、仏案がドイツの非武装化を前提にしていることを批判し、ドイツの軍縮と国際連盟の設立により、フランスは十分な安全保障を得られると述べた。そして、

フランスがそれでも足りないと言うのであれば、「英米がフランスを侵略から保障する」というアイデアを初めて表明した。チャーチルは、仏案にもし反対するのであれば、英仏関係を悪化させないために、アメリカに反対の急先鋒を務めさせるべきだと提言した。これをカーズンも支持し、閣議は終了した⁽⁹⁾。これらの意見を受け、ロイド・ジョージは、非武装地帯の設置を支持し、ラインラント分離独立と軍事占領には強く反対する方針を固めた。

パリに戻ったロイド・ジョージは、三月七日、クレマンソーと、ウィルソン大統領の側近ハウス (Edward House) とライン構想を議論した (ウィルソン大統領は一時帰国中であつた)。ハウスは、仏案は民族自決原則に抵触するが、ドイツが講和条約を完全に履行するまで民族自決の実施を延期することで、仏案は受け入れ可能かもしれないと述べ、譲歩的な姿勢を示した。ロイド・ジョージは、無期限の大規模兵力抛出への懸念を表明したが、クレマンソーは、フランスが三分の二の兵力を負担する用意があると反論した。数日後、首脳側近間の会談が行われ、交渉を担当したロイド・ジョージの秘書官フィリップ・カー (Philip Kerr) は、軍事占領と分離独立に頑強に反対した。ところが、イギリスにとっては予想外なことに、アメリカの交渉担当者は、「ウィルソン大統領はフランスに深く同情しており、提案に大変興味を持っている」と述べたのであつた。⁽¹⁰⁾ イギリスの想定を裏切り、アメリカはライン構想にそれほど強く反対しなかつた。

(二) 保障条約という代案

アメリカの譲歩的姿勢を受け、ロイド・ジョージは、ライン構想に対する強い不信をアメリカに早急に伝え、代案として保障条約のアイデアを持ちかける必要性を感じた。三月一二日、ロイド・ジョージはハウスと会談し、フランスのライン構想には同意できず、彼らに「他の面から保護を与える」用意があると伝えた。そして、フランスが侵略を受けた場合に直ちに救援に向かう保障を提供する案を例示した。⁽¹¹⁾ そして、三月一四日、ウィルソン大統領がパリに

戻った日の正午、ロイド・ジョージとウィルソン大統領は事前協議を行い、続いて午後三時からクレマンソーを加えて行われた三者会談の場で、ライン構想の代案として、英米共同でフランスをドイツによる侵略から保障する案を提示した。⁽¹²⁾ すなわちロイド・ジョージは、フランスにライン構想を断念させるために保障条約を提案したのであった。

英米の孤立主義的伝統に反する歴史的提案は、対英米関係を重視していたクレマンソーを感嘆させると同時に悩ませた。彼は、英米による保障に大きな意義を見出したが、そのみをもってライン河防衛線による保障を放棄するわけにはいかないと判断した。三月一七日、クレマンソーはその旨を英米に伝え、ラインラントの占領期間を有限にするといった譲歩を示した。また、英米の保障の条件となるドイツの「侵略行為」の定義に、非武装地帯へのドイツ軍の進出を含めることを求めた。⁽¹³⁾ 以後一か月以上に渡り、英米仏はラインラント問題を連日議論し、妥協点を模索することとなる。

その間、英帝国代表団内では、フランスの政策に対する不信と、講和の行く末への不安が大幅に高まった。例えば、内閣官房長官ハンキー (Maurice Hankey) は、連合国の対独要求の累積的影響は「ヨーロッパ文明を破壊させかねない」と危機感を抱いた。彼によれば、東欧では歴史的にドイツ人のみが「堅牢、愛国的、信頼に足り、組織力のある民族」であり、ドイツの弱体化は、「ヨーロッパ文明」が「ボリシエヴィズムの拡散に対する前哨線」を失い、イギリスが自らの首を絞めるに等しい行動であった。ハンキーは、フランスのラインラント分離独立案を批判し、連合国軍による長期占領にも反対した。そして、首相に対独講和条件の緩和を訴えた。⁽¹⁴⁾

代表団内に悲観が渦巻く中、三月二二―二三日の週末、ロイド・ジョージは一握りの信頼する同僚 (カー、ハンキー、ヘンリー・ウィルソンら) とともにフォンテーヌブローを訪れ、イギリスの望む講和の形を明確化する試みを行った。彼らの検討の結果は、ドイツへの講和条件緩和を謳う有名な文書、通称「フォンテーヌブロー覚書」にまとめられた。同覚書の核心的主張は、長期に渡る平和を維持するためには、たとえその内容が厳しくとも、敗戦国ドイ

ツが正当だと認識できる講和を結ぶ必要がある、というものであった。そのためには、必要以上に多くのドイツ人をドイツの主権の域外に存置させる枠組みを作ってはならないと謳われ、フランスのラインラント分離独立案に反対した。そして、フランスの安全保障上の懸念を満足させるため、「国際連盟の権威と有効性が証明されるまで、イギリス帝国とアメリカ合衆国は、ドイツの新たな侵略に対する保障をフランスに与えるべきである」と記された⁽¹⁵⁾。保障条約はイギリスの講和戦略の中軸を担うこととなった。

四月中旬、クレマンソーは切り札となる譲歩をアメリカに持ちかけた。フランスは、英米による保障条約と引き替えに、ラインラントの分離独立を諦め、占領期間を五年ごと三段階に分けて撤退する一五年間の計画に短縮する妥協案を提示し、ウイルソン大統領を説き伏せた。四月二〇日、米仏は保障条約の草案に合意した。同草案は、三月一日の英米提案の線に沿い、国際連盟がしかるべき安全保障を提供できる時までに、ドイツがフランスを侵略した場合、アメリカは即座にフランスの支援に駆けつけるという内容である。ハウスは米仏の合意を「偉大な成果」と呼んだ⁽¹⁶⁾。対照的に、ロイド・ジョージは怒りを禁じえなかつた⁽¹⁷⁾。ライン構想に抵抗する英米共同戦線が崩れたからである。

四月二二日午後の四人会議がラインラント問題の天王山となった。ロイド・ジョージはライン構想に最後まで強く反対した。彼は、一五年間という占領期間に懸念を表明し、イギリスによる兵力抛出が期待されていないかを再度確認した。クレマンソーは、フランスは英米からの兵力抛出は期待しておらず、「一個大隊と旗」さえ出してくればよいのだと述べ、「連合国占領」という体裁が重要なのだと訴えた。ついにロイド・ジョージは折れ、仏妥協案に同意を与えた。また、ロイド・ジョージは、二日前に合意された米仏保障条約草案を受け取り、これを承認した⁽¹⁸⁾。

(三) 英仏・米仏保障条約の不可分化

ロイド・ジョージは、米仏保障条約をなぞる形で英仏保障条約を策定したが、重要な条項を付け加えた。五月五日、

イギリスが対仏保障条約を結ぶ旨をクレマンソーに正式に表明した手紙には、「条約は、アメリカが結んだものと類似の条項を持ち、そして後者が批准されたときに効力を発する〔強調は筆者〕」と記された¹⁹⁾。すなわち、アメリカ議会が米仏保障条約を批准して初めて、英仏保障条約が有効となるような条件を加えたのである。同日の英帝国代表団会議において、同僚たちに保障条約の存在を初めて明かした際、ロイド・ジョージは、「アメリカ議会が批准を拒否することを危惧している」と述べたことから、そのような時の保険として同条項を加えたものと思われる。また、英自治領諸国の代表から保障条約に否定的見解が目立ったことも、さらなる慎重さを後押ししたのだろう²⁰⁾。

六月二十七日、ロイド・ジョージはクレマンソーに英仏保障条約の最終草案を手渡した。その第二条の末尾には、「後者〔米仏保障条約〕が批准されたときにのみ効力を発する〔強調は筆者〕」と記されており、「のみ (only)」を挿入することで両条約はさらに密接に結びつけられた。クレマンソーはこれを承認した²¹⁾。よって、イギリスは、アメリカが同条約を批准したときに「のみ」、フランスをドイツの侵略から保障する義務が生じ、単独でフランスを保障する条約上の義務を免れることとなった。同様の条項は米仏保障条約にも追加された。翌日、ヴェルサイユ条約調印日の午前、英仏・米仏保障条約はそれぞれ調印された²²⁾。

ロイド・ジョージのかけた「保険」は早々に効果を発揮することとなる。保障条約は、英仏の議会では速やかに批准されたものの、アメリカでは国際連盟への大々的批判の陰に埋もれ、議会で議論もされないまま棚上げとなった²³⁾。よって、英仏保障条約も、批准はされたものの、事実上無効となった。一月一八日、ロイド・ジョージは下院の答弁において、今後もしイギリスが単独でフランスを保障する重荷を背負うのであれば、それはイギリスの対外政策における「新しい試み (a new departure)」であり、慎重に判断しなければならぬと述べた²⁴⁾。

三 イギリス政府と英仏同盟案、一九二〇—二二年

ロイド・ジョージの言う「新しい試み」は、一九二〇年春からイギリス政府内で徐々に検討されはじめた。例えば、一九二〇年三月、ラインラントで行われた連合国軍の軍事演習に参加したヘンリー・ウィルソンは、ドイツが限られた兵力でも連合国駐留軍の防衛線を突破可能だという演習結果を目の当たりにし、衝撃を受けた。彼は、ラインラント占領を続けるのであれば、イギリスは「フランスとベルギーと強固な同盟を結ぶべき」だと報告した。この報告書はチャーチルにより内閣に配布された。⁽²⁵⁾同年六月には蔵相オースティン・チェンバレン (Austin Chamberlain) も、仏白との軍事協定締結を説く覚書を提出した。彼は、低地地方とフランスの独立保全は昔も今もイギリスの国益であり、仮に条約がなくともいざというときには介入せねばならない。そうであるならば、これを条約として実体化させたほうが、ドイツに対しては抑止効果が期待でき、英世論に対してはイギリスが追求すべき対外政策と維持すべき軍備の「道しるべ」として機能し続けるだろうと論じた。⁽²⁶⁾しかし、チェンバレンの主張は、閣議においてロイド・ジョージ、ボナー・ロウ、バルフォアの強い反対に遭った。三人は、軍縮によってドイツは脅威ではなくなったのであり、むしろフランスが脅威ではないのかと口を揃えた。バルフォアは、ドイツの脅威が存在しない現段階でこのような議論をすることは「グロテスク」だとささ述べた。カーズンとチャーチルはチェンバレン案により親和的であったが、ドイツとの和解促進や、ヨーロッパ外の英仏間の懸案の解決といった条件を付帯したうえでの協定締結を説いた。⁽²⁷⁾

大戦後のイギリスでは、欧州大陸への不干渉を説く声が日に日に勢いを増した。一九二〇年九月、フィリップ・カーはイギリスの対外政策に関する覚書を首相向けに作成した。カー曰く、アイルランド問題や国内の労働争議など、イギリスは様々な内的問題を抱えており、ヨーロッパに関与する余裕はなかった。カーは、イギリス人には、欧州大

陸の領土を失って以来、自国が危険に晒されていない限り、欧州大陸への干渉を避ける「本能」が備わっており、その「本能」は理に適うと述べた。彼は、欧州の問題は欧州と国際連盟に任せ、われわれは内的問題に専念すべきだと説いた。そして、欧州の不安定要因として、ドイツにヴェルサイユ条約の履行を執拗に迫るフランスの政策を強く批判した²⁸⁾。カーのこうした見解は、当時の英国ではかなり一般的な見方であったと言えよう。

一方、英仏間で何らかの安全保障協定を締結すべきだという論説も、散発的ながら継続的に展開された。例えば、一九二〇年一月に駐仏大使を辞したダービー (Lord Derby) は、英仏同盟案の強い支持者となった。帰国後最初の演説でダービーは、イギリスは一世紀前とは異なり他の欧州諸国とともに欧州の平和を維持する責任を負っていると述べた。彼は、もし大戦前に英仏が単なる合意ではなく同盟を結んでいれば、ドイツを抑止し、大戦勃発を回避しえたかもしれないと論じた。そして、フランスと同盟を結び、次なる惨禍の勃発を抑止しようではないかと訴えた²⁹⁾。

一九二二年二月、英外務省では、事務次官クロウ (Byre Crowe) や次官補ティレル (William Tyrrell) が中心となり、英仏関係に関する議論が行われた。議論の結果はクロウの手で覚書にまとめられ、カーズンに上申された。クロウは、ドイツ問題をめぐって英仏が決定的に仲違いするおそれがあると警告した。彼は、イギリスはヨーロッパに固定的な友好国を持たず、対米関係も不安定であり、中東や極東におけるイギリスの地位を固めるためにも、対仏関係は非常に重要だと述べた。フランスは、ドイツ問題に関するイギリスの明確な支援が約束されることを条件に、東方におけるイギリスの優越的地位を認めることを示唆しており、クロウはこの取引を実行に移すべきだと説いた。彼は、フランスを悩ます最大の要因は、ドイツの軍縮の遅れでも賠償問題でもなく、ドイツがいざれ復活し、フランスを遙かに凌駕する国力で復讐戦を挑まれることへの不安だと論じた。クロウは、事実上反故になった英仏保障条約を代替する安全保障協定を締結し、英仏協商を強化するべきだと主張した。そうすれば、東方における問題のみならず、ドイツに対して、フランスは今より遙かに親和的政策をとるようになるだろうと論じた。クロウは、カーズンがこの政

策に同意するのであれば、内閣に強く働きかけるように求めた。⁽³⁰⁾しかし、カーズンはこの覚書に反応を示さず、内閣が興味を示した形跡はない。

閣議が英仏協定案を取り上げたのは同年五月のことであった。議論を主導したチャーチルは、英仏独関係を健全化するためには、フランスに保障を提供し、フランスの恐怖心を取り除く必要があると主張した。議事録によると、その後の議論では、保障供与に前向きな意見も出されたが、大勢は反対論が占めた。反対派は、英仏協定がフランスに歓迎される保証はなく、フランスの「反英的」政策を改める根拠もなく、英国世論や自治領が反対すると論じた。また、過去二年間、仏政府からアブローチがないことも反対の根拠とされた。この閣議の議論はフランスにリークされた。⁽³¹⁾

間もなく、フランスのいくつかの筋から英仏同盟に関する働きかけが行われた。六月一日、元仏大統領ポアンカレ(Raymond Poincaré)が『何世界評論』掲載の論稿で英仏協商の強化を主張した。⁽³²⁾また同日、仏陸相も英仏協商を同盟へと昇華させたい考えを英外交官に述べた。⁽³³⁾さらに、三日の英『タイムズ』社説は、平和の基盤を強化するために、英仏協商の強化と英仏保障条約の復活を説いた。⁽³⁴⁾これに仏紙も呼応し、一九一九年の英仏保障条約のような片務的で限定的な協定ではなく、双務的な正式の同盟を結ぶべきだと論じた。⁽³⁵⁾

しかし、英政府の反応は冷ややかであった。駐仏大使ハーディング(Lord Hardinge)は、イギリスの政策に対する仏紙の批判的論調を問題視し、フランスがイギリスに友好的姿勢をとることが保障条約の条件だと述べた。⁽³⁶⁾一〇日にはダービーが英仏防衛同盟の締結を首相に働きかけたが、ロイド・ジョージは、閣内で意見の相違のある問題であり、検討には時間が必要だと述べ、自分は中庸の立場だと返答するに留まった。⁽³⁷⁾英政府は、六月から八月にかけ開催される英帝国会議において自治領とともに同問題を検討することにした。

一九二二年六月一八日、パリ講和会議以来二年ぶりに英自治領首脳と英本国主要閣僚が一堂に会した。冒頭演説に

において、南ア首相スマッツ (Jan Smuts) は、世界の力の重心はヨーロッパから極東・太平洋へと移行しており、イギリス帝国は政策上の関心を欧州から切り離すべきだと論じた。国際連盟の熱心な推進者であったスマッツは、イギリスは排他的な同盟条約を一切結ぶべきではなく、連盟の議場を舞台に、世界の普遍的な友好と平和を追求すべきだと説いた。彼によれば、欧州の混沌はイギリスの影響力の埒外であり、イギリスは欧州情勢に関与するべきではなかった。⁽³⁸⁾

これに対し、カーズンは、スマッツの唱えるような「高尚な決まり文句」だけでは平和はもたらしえないと反論した。カーズン曰く「栄光ある孤立政策はもはや不可能」であり、英仏の緊密な連携が欧州の平和を維持する鍵であった。彼は、日英同盟を例示し、同盟には相手国の政策を抑制する効果があると述べ、イギリスは、「フランスの襟首を掴み」、抑制を効かせ続けるために、英仏協調体制を継続するべきだと論じた。⁽³⁹⁾

しかし、英仏同盟案への懐疑論は根強かった。ハンキーはロイド・ジョージに対し、同盟締結によりフランスが友好姿勢に転ずるといふ推進派の論理に疑念を表明した。彼は、もし西欧がドイツに攻撃されれば、同盟の有無を問わず、イギリスは国益に基づきフランスを支援せざるをえないことをフランスは知っているはずであり、それを明文化するためだけにフランスが高い代償を払うとは思えないと論じた。また彼は、仮に同盟が結ばれたとしても、フランスが友好的な政策をとり続ける保証はなく、イギリスは、同盟を破棄するか、フランスが推進する「平和を脅かすきわめて不快な政策」に協力するかというジレンマに絶えず晒されることになる⁽⁴⁰⁾と述べた。また、カーズンに助言を求められたハーディングも慎重論を説いた。彼曰く、フランス世論はルール地方の占領に躍起になっており、政權基盤の非常に不安定な仏首相兼外相ブリアン (Aristide Briand) がいつルール占領に乗り出してもおかしくなかった。⁽⁴¹⁾

英仏関係の重要性を認識していたカーズンも、ハーディングの助言を受け、安保協定案には懸念を表明した。カーズンは、ブリアン内閣がポアンカレ率いる右派から攻撃され倒閣の危機に瀕していることを不安要素に挙げた。ポアン

カレは、元来ルール占領を積極的に主張しており、彼が首相になればルール占領が現実となる公算が高まる。カーズン曰く、もしその時英仏が同盟で結ばれていたら、イギリスは「ポアンカレ氏の戦車の車輪を走って追いかける」ことになりかねなかった。⁽⁴²⁾

一方、自治領の中にも安保協定を推す声は存在した。濠首相ヒューズ (Billy Hughes) とニュージールランド首相メイシー (William Massey) は、イギリス帝国の名誉と英仏関係のために、一度締結した英仏保障条約を尊重するべきだと述べた。チャーチルも同意見であり、ドイツとの潜在的国力差に起因するフランスの恐怖を和らげ、「ヨーロッパに渦巻く憎悪と敵意を鎮める」ためには、フランスを孤立させるのでなく支援すべきだと訴えた。英独関係の改善も非常に重要だが、今一方的にドイツに歩み寄れば、フランスはイギリスが鞍替えしているという疑念を抱きかねない。チャーチルは、英仏協定を結ぶことにより、フランスへの安心供与と英独関係改善が両輪のように進展するのだと論じた。⁽⁴³⁾

しかし、スマッツは英仏同盟に強く反対した。彼曰く、ヴェルサイユ条約はドイツを過度に弱体化させ、ヨーロッパの勢力均衡は危険なほどフランスに傾いていた。彼は、イギリスは本来、中立を保つか、弱者の側につかねばならないにもかかわらず、強者の側につけば欧州の危機は深刻化すると論じた。ロイド・ジョージはこれに同意し、フランスが「第一次大戦前のドイツと全く同じような」「軍国主義的」政策をとっていると述べ、フランスに対する強い不信を表明した。そして、仏政府から公式のアプローチがないにもかかわらず、イギリス側がイニシアチブをとる必要はないと述べた。⁽⁴⁴⁾

一九二二年秋、英仏関係は下降線をたどった。一〇月、フランスはイギリスの頭越しにトルコのアンカラ政府と停戦合意を結び、反アンカラ政府路線をとるイギリス政府を苛立たせた。⁽⁴⁵⁾ また、一月から始まったワシントン会議において、潜水艦全廃を望むイギリスと、潜水艦を必要視するフランスは激しく衝突した。さらにこの頃、イギリス政

府では英仏の空軍力格差に対する危機感が高まっていた。⁽⁴⁶⁾ こうした情勢を受け、閣内の勢力均衡は協定懐疑論へと傾いていた。⁽⁴⁷⁾

四 カンヌ会議と英仏同盟交渉の浮沈、一九二一—二二年

(一) ブリアンの同盟提案

一九二二年一二月、フランスの突然のイニシアチブにより英仏同盟交渉は動き出す。一二月五日、駐英フランス大使サン＝トレール (Comte de Saint-Aulaire) は、カーズンに包括的な英仏同盟案を提示した。サン＝トレールは、一九一九年の保障条約のような片務的で限定的な内容ではなく、双務的内容の正式な防衛同盟を求めた。それは、英仏領土への「直接的攻撃」だけではなく、「間接的攻撃」、すなわちポーランドなど東欧諸国に対する独露の侵攻のようなシナリオも、何らかの形で保障範囲に含める包括的同盟案であった。しかし、カーズンは感心しなかった。彼は、そのような同盟はフランスの一方的利益となり、イギリスにどのような利益を生むかが明らかでなく、英議会と世論はあらゆる同盟の締結に消極的だと返答した。また、タンジール問題⁽⁴⁸⁾など、英仏は世界中に様々な懸案を抱えており、そうした問題を解決する必要性を説いた。さらに、このような重大な提案はフランス政府の正式な後押しが確認できない限り、イギリス政府は本格的検討を開始できないと伝えた。⁽⁴⁹⁾ 英内閣もフランスの意図を計りかね同盟案に懐疑的であった。⁽⁵⁰⁾ところが、ブリアンは、一二月後半に訪英した際、英政府に正式に働きかけた。

ブリアンは独特な同盟案を提起した。彼は、ワシントン会議で交渉中の四か国条約を範とする、ドイツをも含めた、現状維持を目的とした緩い多国間協定の構想を説いた。しかし、そのような枠組みの中核には、英仏二国間の完全な

同盟が据えられる必要があると訴えた。彼は、英仏の緊密な連帯を核に、その周囲にヨーロッパの平和維持を目的とする連合体を構築することを目指していた。すなわち、英仏同盟と欧州多国間協商の「二段階同盟」(alliance à deux degrés)「構想である。ブリアンは、英仏が平和維持のために強く結束する姿勢を示して初めて、周辺国、特にドイツにおいて、平和を脅かす「反動勢力」の野心を削ぎ、健全な民主主義の発展を期待できると述べた。ロイド・ジョージは、英仏同盟には懸念を表明する一方、多国間協商の構想は「とても良いアイデア」だと好意的に受け取った。同盟案に関する議論は一月に予定されるカンヌ会議で継続されることとなった。⁽⁵¹⁾

年末にかけ、英外務省は英仏同盟案に関する総合的検討を行った。一月二十六日、クロウは、四三頁にも及ぶ詳細な覚書を提出し、いくつかの条件が満たされるのであれば、英仏防衛同盟の締結は前向きに検討されるべきだと具申した。クロウは、イギリスが英仏同盟を結ぶ利点として、第一に、事実上欧州唯二つの大国である英仏の同盟は、他国の挑戦を寄せ付けず、平和を保障する最も有効な手立てとなること、第二に、フランスの安全保障上の懸念を払拭することで、フランスの強硬な政策を転換させ、ドイツの経済的復活を要とする欧州経済復興と国際的軍縮へのフランスの協力を勝ち取れることを挙げた。他方、広範な同盟を結ぶリスクとしては、自国の直接的利益が関与しない問題に端を発する紛争(例えば、ポーランドと独露の係争)にイギリスが武力介入する義務が生じる点を指摘した。クロウは、このリスクを最小化するためには、一九一九年の保障条約をモデルに、ドイツによるフランスの侵略に同盟の適用対象を限定することが望ましいとした。その一方で、一定の条件が満たされるのであれば、より広範な同盟も考慮するべきだと説いた。クロウは、ブリアンの「二段階同盟」案を高く評価した。限定的な英仏同盟と、緩やかな多国間合意を組み合わせ、双方を国際連盟の監督下に置くような枠組みを形成することができれば、欧州の平和維持と経済復興を一層促進できるだろうと論じた。クロウは、ブリアン提案は安易に拒絶されるべきではなく、むしろ英仏が協力し発展させるべきだと提言した。⁽⁵²⁾

その頃、ハーディングは帰国したブリアンから同盟案の説明を受けていた。ブリアンは、既にロンドンで説明した内容に加え、フランスの陸軍力とイギリスの海軍力を合わせ、英仏は国際連盟の「俗権 (Le bras armé)」を担うのだと説いた。英仏は、連盟の決定を執行し、ヨーロッパの平和を維持する実行部隊の役割を果たすのであった。しかし、ハーディングは感心しなかった。彼は、一九一九年の英仏保障条約より広範な内容の同盟には「絶対に反対だ」とカーズンに伝えた。カーズン宛書簡の中でハーディングは、タンジール問題、潜水艦問題、フランクフルト占領(一九二〇年四―五月)といった例を引き合いに出し、フランスの「とても帝国主義的な傾向」は、ヨーロッパの平和とイギリスを脅かしていると非難した。また、広範な同盟を結べば、独露の侵略からポーランドを防衛するために介入する義務が生じるかもしれない、その反面、イギリスが同盟から得る利益はないと論じた。⁵³⁾

二六日、カンヌ会議に向けて移動中のロイド・ジョージは、パリのリヨン駅でブリアンと短時間会談した。ロイド・ジョージは、イギリス人は歴史的経験から欧州大陸の紛争に巻き込まれることを好まず、広範な同盟を結ぶことはできないが、仏本土への侵略に限った保障であれば議会と世論を説得できる、と述べたという。会談に同席したハーディングは、イギリスの国益に反するような同盟が万が一にも結ばれないよう、カーズンに是非ともカンヌ会議に参加するよう求めた。⁵⁴⁾

二七日、カーズンは英仏同盟に関する長文の覚書を作成した。内容の大部分はクロウ覚書を基盤としたが、ハーディングの影響を受けてか、カーズン覚書は対仏不信が際立ち、同盟の利点への言及も控えめであり、クロウ覚書のようなブリアン提案への共感は見られない。カーズンも、英仏同盟は一九一九年の保障条約のように適用範囲をドイツによるフランスへの侵略に限定するべきだと考えた。しかし、クロウ覚書とは異なり、東方(トルコ)問題やタンジール問題の解決を同盟締結の前提条件とすることを明示した。カーズンは、「見返りに確信が持てるまでわれわれは譲歩をしてはならない」と覚書を結んだ。すなわちカーズンは、ロイド・ジョージやハーディング同様、フランス

が望むような正式な防衛同盟には反対した。その代わりに、限定的な安全保障協定を、東方問題など様々な英仏間の係争事項の解決という高値でフランスに売ることに利益を見出したのであった。⁽⁵⁵⁾これが、同盟案に対するイギリス政府の基本スタンスとなった。

(二) カンヌ会議

一九二二年一月四日、カンヌでの同盟交渉が始まった。ロイド・ジョージは、フランスが主張する「攻守同盟」はイギリス議会や内閣の支持を得られないが、フランスをドイツの侵略から保障することに限定した協定であれば、自治領諸国を含む広い支持が期待されると述べた。ブリアンがポーランドとチェコスロバキアの安全保障に言及すると、ロイド・ジョージは、イギリス世論はまさにそのような国々の防衛に巻き込まれることを恐れるからこそ同盟を望まないのだと切り返した。ブリアンが保障供与の条件を問うと、英首相は、一、東方問題、二、タンジール問題、三、潜水艦問題、四、欧州経済復興への協力、これら四つの懸案事項の解決を掲げた。⁽⁵⁶⁾

ロイド・ジョージ個人は第四の条件を最も重視した。彼は、ドイツとソ連を含むヨーロッパの主要国が集う経済会議を開催する構想を抱いていた。経済会議を通じ、東欧とロシアの市場を開放し、ヨーロッパの自由貿易が戦前の繁栄を取り戻し、ドイツの輸出が拡大することで賠償支払いが円滑化することが期待された。一方、ドイツの復活を警戒し、反ソ感情が強く、東欧諸国との関係強化に取り組んでいたフランスは、イギリスの親独ソ政策を快く思わなかった。そのため、ロイド・ジョージは、自身の計画へのフランスの協力をカンヌで獲得する必要があった。⁽⁵⁷⁾

四日の会談後、ロイド・ジョージは欧州経済復興計画と英仏関係に関する覚書をブリアンに送った。覚書は、欧州経済復興会議を開催する必要性を説き、その成功のためには英仏協定の強化が肝要だと論じた。そして、イギリスは、保障条約によりフランスの安全保障上の懸念を取り除く準備があるが、フランスは同日の会談で掲げた四条件を満た

す必要があると再確認した。⁽⁵⁸⁾翌日の会談でブリアンは、第四の条件、すなわち欧州復興会議への協力には完全な賛意を表明した。そして、自らの多国間協商家案とロイド・ジョージの構想を調和させ、ロシアとドイツのおのおのが、ポーランド、バルト諸国、チェコスロバキアら近隣諸国との間で不可侵条約を結ぶ案を展開した。⁽⁵⁹⁾

一月八日、ブリアンは英仏同盟案に関する覚書をイギリスに提出した。ブリアンは、ドイツを抑止し、ヨーロッパの平和を保障するためには、英仏の密接な連携が不可欠であり、一九一九年の保障条約のような片務的条約ではなく、双務的な防衛同盟が望まれると述べた。そして、同盟の条約該当事由 (*casus foederis*) には、フランス国土への直接侵攻だけではなく、ヴェルサイユ条約に基づく軍備制限、特に同条約第四二―四四条 (ラインラント非武装地帯関連条項) へのドイツの違反を含むべきだと論じた。また、英仏間の軍事的協力を促進し、両国の軍縮を円滑化するために、定期的な参謀協議を実施するべきだと説いた。さらに、ジェノア会議 (欧州経済復興会議) において、極東四か国条約を範とする多国間合意が結ばれることが望ましく、英仏同盟をそのような枠組みの中核に据えることで、平和を維持する有効な枠組みを構築しうると論じた。⁽⁶⁰⁾

その晩、ロイド・ジョージとブリアンは同覚書を議論した。英首相は、ブリアンの提案は依然として「軍事同盟」と呼ぶべき性質のものであり、英国世論に申し開きできないと述べた。ブリアンは、同提案は「攻撃的軍事同盟」を意味するものではなく、ドイツからの攻撃に限定した純粋に防衛的内容を意図していると反論した。そして、ブリアンがヨーロッパの多国間協商家案に関し意見を問うと、ロイド・ジョージは、イギリスはヨーロッパの全般的平和、特に東欧のそれを保障するような合意を結ぶことはできないと返答した。ブリアンは、多国間協商家案は軍事的コミットメントを伴うものではないと説明した。そのうえで、まずは二国間同盟を結んだうえで、その次に多国間協商家案を締結するべきだという、「二段階同盟」案を改めて論じた。この方法を用いれば、戦争を防止する強力なシステムを形成しうると説いた。ロイド・ジョージは、英仏協定草案を一両日中に提出すると約束した。⁽⁶¹⁾

ロイド・ジョージは側近と条約草案を書き上げ、九日、内閣の承認を得るため本国に送付した。条約草案は全六条からなつた。第一条は、「ドイツによるフランスの国土に対する挑発によらない直接的侵略が起こつた場合、イギリスはその陸海空兵力を用い、直ちにフランスの支援に向かう」と定めた。第二条は、ドイツがベルギーを侵略した場合、英仏はベルギーの中立を守る対策を「協議する」と規定した。第三、四条は、ヴェルサイユ条約第四二—四四条への違反など、ドイツが講和条約と矛盾する軍事的措置を講じた場合、ないし講和条約の解釈に相違が生じた場合、英仏は「協議する」と定めた。そして、第五条は英自治領の免責を規定し、第六条は条約の有効期間を一〇年と設定した。また、本国宛電文には、東方問題など英仏の懸案事項が解決しない限り調印するつもりはないと添えられた。⁽⁶²⁾

一〇日午前、英内閣はカンヌから送達された英仏協定草案と八日付のブリアン覚書を議論した。内閣はブリアン覚書を拒絶し、四条件をフランスが受け入れることを条件に（仏潜水艦問題が特段強調された）、ロイド・ジョージの草案を支持した。⁽⁶³⁾

同日夕刻、英内閣の承認を確認したロイド・ジョージはブリアンと会談し、四条件が記載された英覚書（四日付覚書の改訂版、公開される前提であつた）が議論された。ブリアンは条件を具体的に明示するのではなく、「特定の副次的問題」のような暗示的表現に留めるよう求めた。ロイド・ジョージは、カーズンの合意次第でタンジール問題を除外することは可能だと述べたが、英内閣は仏潜水艦問題を特に重要視していると伝えた。⁽⁶⁴⁾

ところが翌一日、ブリアン外交に対するフランス国内の反発は頂点に達し、ブリアンがカンヌ会議の途中でパリに戻らざるを得なくなる異例の事態へと発展した。⁽⁶⁵⁾ ロイド・ジョージは出発するブリアンに英仏協定の草案を渡した。草案は、九日付草案からベルギーに関する第二条を削除し、全五条に改められていた。⁽⁶⁶⁾ そして、英仏関係に関する英覚書も再改定された。タンジール問題に関する言及は削除され、潜水艦問題のみが「条件（condition）」として残され、他の二点は「強い要望（strong desire）」という表現に和らげられた。⁽⁶⁷⁾ しかし、英仏が着実に歩み寄っていた矢先、

ブリアンは政局を治められず、一二日に辞任した。

ロイド・ジョージは一三日の公式会合で、ブリアンの辞任を受け、カンヌ会議を終了せざるをえないと一同に伝えた。ジェノア会議の開催決定という成果はあったものの、同盟交渉は棚上げされ、突然の閉会となった。

(三) 英仏同盟交渉の頓挫

一月四日、帰路の途中、ロイド・ジョージは次期仏首相ポアンカレとパリの英大使館で会談した。ポアンカレは、まず自分が「英仏協商の確固たる信徒」だということを前置きしたうえで、ブリアンが推し進めた英仏同盟交渉の継続を申し出た。ポアンカレは、ブリアンに手渡された英条約草案の片務的性質に異議を唱え、双務的内容にすべきだと説いた。さらに、英仏間の軍事協議に関する規定がないことに大きな不満を表明した。彼は、第一次大戦前に行われていた英仏間の軍事協議に触れ、フランス軍の兵数や配備計画を策定するためにも同盟国間の軍事協議は必須だと訴え、「軍事協議なき条約よりも、条約なき軍事協議を望む」とさえ述べた。それに対しロイド・ジョージは、師団レベルの細かな軍事上の規定など設けなくとも、先の大戦でイギリスは二百万もの兵力を大陸に派兵したことに触れ、イギリスの保障の誓約で満足するよう訴えた。両者は一歩も引かず、軍事協議の必要性やドイツの脅威をめぐる激しい論争が展開された。ロイド・ジョージは机を叩きながら、「フランスにとりイギリス人の約束が十分でないと言うのであれば、条約草案を取り下げねばならない」と大声で述べた⁽⁶⁸⁾という。仏政変後の英仏関係は不穏なスタートを切ることとなった。

一七日、サン・トレールとクロウが会談した。サン・トレールは、ロイド・ジョージが協定案に条件を付けることで、仏世論にまるで同盟交渉が「フランスのポルトガル化 (portugaiser la France) を企む商取引ないし脅迫」であるかのような印象を与えたと、痛烈に批判した。クロウはこれに抗議し、イギリス政府の善意を主張したが、付帯条件

を列記する覚書を作成・公開したことは大きな過ちだったと同意した。クロウは、東欧を保障対象に含めない限定的な協定であれば、英内閣と議会が許容する可能性はまだ残されていると述べた。そして、ジェノア会議が国際連盟の経済協方面での執行機関を担う一方で、英仏同盟が、いずれはすべての「親善的国々」を含む協商へと拡大し、国際連盟の政治面での執行機関となることを望むと述べた。⁽⁶⁾クロウは、英政府内では例外的に、ブリアンの描いた構想を相当程度共有していた。

しかし、クロウの望みとは裏腹に、英内閣は交渉を進展させる必要を感じなかった。一月十八日、首相と外相の帰国後、英仏協定は閣議にかけられた。閣議は、ポアンカレのイギリスに対する「敵意ある態度」に鑑み、フランス側から好意的なイニシアチブが示されるまで、英仏協定交渉を凍結するべきだと決定した。⁽⁷⁾

またハーディングは、ポアンカレが本心では協定を望んでおり、英仏協定というカードを温存させておけば、東方問題やタンジール問題の解決など、「われわれが望むものを何でも得ることができる」とカードに進言した。この助言はカーズンに大きな印象を与えたようであり、交渉にさらなるブレーキを加えた。⁽⁸⁾

二六日、ポアンカレはサンクトレールを通しカーズンに英仏同盟の草案を渡した。広範な防衛同盟と呼ぶべき性質の内容であった。一二日にブリアンに手交された英草案と比べると、第一条は双務の内容に変更され、ドイツによる対英侵攻が起こった場合、フランスは直ちにその陸海空兵力でイギリスを支援すると定める一文が追加された。また、「フランスの国土に対する挑発によらない直接的侵略」という文言が、「フランスに対する挑発によらない侵略」に改められた。第二条は、ドイツによるヴェルサイユ条約第四二―四四条に対する違反は「侵略行為」に該当すると明確に定義付けた。さらに、英仏参謀協議の設置を規定する第三条と、平和と講和条約に基づく秩序を脅かすあらゆる問題に関し、英仏は対応を協議すると定める第四条が追加された。そして、第五条に英自治領の免責事項が存置され、第六条は条約の有効期限を三〇年と定めた。サンクトレールは、各条項の根拠となった論理を丁寧に説明したが、

カーズンは説得されなかつた。カーズンは、英仏協定交渉は、両国間に横たわる諸問題の解決を前提とするため、数週間程度では終わらない長期の交渉になると述べた。そして、会談後、報告書の末尾に、ハーディングの助言そのままに、ポアンカレは協定を強く望んでおり、交渉を凍結させることで、様々な懸案問題のイギリス有利の解決を引き出す材料となるだろうと所見を加え、内閣に提出した。⁽⁷⁶⁾

一月末から二月初頭にかけ、英議會や一部自治領から英仏同盟への反感が噴出した。例えばスマッツは、「そのよ
うな軍事同盟は、国家間関係の新しい精神の完全なる否定であり、大戦を引き起こした陋習への逆戻りとなる（中略）。そうなれば、イギリス帝国は反動を先導する不愉快な立場に身を置くことになる。本来、その表明された理想と偉大な地位に基づき、諸国家の道德的指導者の役割を担うべきであるにもかかわらず」と酷評した。⁽⁷⁷⁾そして英議會からも、労働党や自由党議員を中心に、フランスの「軍国主義的傾向」に対する批判や「軍事同盟」に対する反感の声が上がった。⁽⁷⁸⁾

二月初旬、ポアンカレは、仏草案の論理的根拠を説明する覚書を英政府に送り、ジェノア会議前に同盟を締結したい意向を示し、仏案をそのまま受け入れられなくとも妥協案の模案は可能だと促した。しかしカーズンは、英議會の批判を引き合いに出し、英政府は一九一九年の保障条約以上の内容には合意できないと退けた。⁽⁷⁹⁾

二月一七日、カーズンは仏草案を詳細に検討した覚書を内閣に提出した。カーズンは、条約の双務的内容への変更や、条約期限の延長は（二〇年までであれば）容認できると考えた。一方、ドイツによるフランスに対する直接的侵略以上の保障を与えること、ことさらドイツのヴェルサイユ条約第四二―四四条違反を条約該当事由とすることには反対した。「フランスに対する侵略」の定義が拡大しすぎ、ラインラントをめぐる予期せぬ係争にイギリスが引きずり込まれる可能性を憂慮したためである。また、参謀協議の取り決めを条約に挿入すれば、文民統制を弱め、軍部からの軍拡圧力増加に繋がるとし、反対した。そして、平和を脅かすあらゆる問題を英仏が協議すると定めた仏草案第四

条も退けた。カーズンによれば、同条項は一見無害だが、内実は条約の適応範囲を東欧へと拡大することを狙ったものであり、「協定」をより包括的な「同盟」の方向へと近づける内容であった。彼曰く、「軍事同盟」は国家間の競争を引き起こし、戦後ヨーロッパ秩序の理念に矛盾し、スマッツら協定反対派がこれを受け入れるはずはなかった。最後に、カーズンは、「きわめて重要な問題」として、中東、ジェノア会議、潜水艦といった英仏間の懸案事項の問題を挙げた。彼は、ポアンカレは政権浮揚のためにも協定を強く欲しており、「われわれがそれを調印しないことによつて發揮できる非常に強力な圧力を、自ら放棄することは愚かである」と結論した⁽⁷⁶⁾。すなわち、ここでもカーズンは、限定的な協定を懸案事項解決への取引材料に用いる方針を再確認したのである。

一八日、英仏協定交渉の行方を案じたダービーがロイド・ジョージと面会した。ダービーは、英仏協定に条件を付与することに強く反対し、ジェノア会議開催前に英仏協定を調印するようロイド・ジョージに進言した。そして、ダービーの仲介により二月二十五日にブローニユで英仏首脳会談が開かれることとなった⁽⁷⁷⁾。ところが、ブローニユ会談でポアンカレは英仏同盟の問題を切り出さず、ジェノア会議の問題に大半の時間が割かれた⁽⁷⁸⁾。彼の狙いがどこにあつたにせよ、結果として、英仏同盟交渉を挽回する貴重な機会は棒に振られた。ブローニユ会談の結果、英内閣はポアンカレが協定に興味がないものと判断し⁽⁷⁹⁾、交渉は事実上の終焉を迎えた。

カーズンの頭越しに進められたブローニユ会談に氣を揉んでいたハーディングは、会談の結果に安堵した⁽⁸⁰⁾。英仏協定に関する限り、ロイド・ジョージとカーズンの立場は近似していた。三月末の閣議でチャーチルが英仏協定の問題に触れると、彼らは、英仏間の懸案事項をめぐる交渉のレバレッジとして、英仏協定は温存しておくべきだと口を揃えた⁽⁸¹⁾。外務省内でもこの路線の支持者は多かった。例えば、英仏同盟を求める仏紙の論説に対し、西欧局長は「フランスが協定を望めば望むほど、他の問題の解決の可能性は高まる」とコメントした⁽⁸²⁾。

他方、その後も参謀本部や外務省の一部で英仏協定の必要性は唱えられた。四月初旬、英陸軍参謀本部は同盟案の

英仏両草案と二月一七日付カーズン覚書に対するコメントを提出した。参謀本部はカーズン覚書を批判し、多くの点でポアンカレの草案を支持した。参謀本部は英仏同盟に高い軍事的価値を認め、「ヨーロッパの安定化に大きく寄与するだろう」と強く推奨した。しかし、交渉は既に事実上終了しており、外務省は参謀本部に詳細な反論を送る必要を感じず、内閣も取り上げなかった。⁽⁸³⁾

四月末、ジェノア会議の行き詰まりは、外務省内でイギリスの大戦後ヨーロッパ政策に対する一定の反省を喚起し、英仏協定の必要性が再度説かれた。議論のきっかけとなった中欧局一等書記官ウォーターロー (Sydney Waterlow) の覚書は、戦後ヨーロッパの不安定にはイギリスにも多大な責任があり、一九一九年の英仏保障条約を無効のまま放置したことはイギリスの大きな道義的負い目だと論じた。そして、ドイツ問題の解決こそがイギリスの国益と世界の平和の要であり、中東やモロッコのような「周縁的問題」を優先すれば「破滅を招く」と果敢に論じた。彼は、ドイツの平和的発展と経済復興への協力を引き出すためには、まず先にフランスに安全保障協定を提供するべきだと説いた。ティレル次官補は同覚書を積極的に後押しし、自身も英仏協定の必要性を強く説いた。しかし、彼らの意見は、カーズンや内閣の見解と真っ向から対立しており、外務省内の見解に留まらざるをえなかった。⁽⁸⁴⁾ 内閣は、欧州経済復興、トルコ講和、タンジール問題などの問題が解決するまで、英仏協定を締結しないという立場を固持した。⁽⁸⁵⁾

イギリスの保障を得られず、安全保障に大きな不安を残したフランスは、彼らにとり事実上唯一の安全保障基盤であるヴェルサイユ条約にしがみつかざるを得なかった。一九二三年一月、フランスはルール工業地帯の占領に踏み切り、英仏関係はあらたな危機の時代を迎えることとなる。

五 おわりに

イギリスがフランスと安全保障協定を結ぼうとした最大の動機は、フランスの政策に影響力を行使するためであった。その筆頭はドイツ問題であった。英仏協定を支持する者も反対する者も、ドイツとの和解を核とするヨーロッパの経済復興を重要視する点では変わらなかつた。英仏協定の推進論者たちは、ライン構想やルール占領案に見られるフランスの「強硬な」対独政策の背景には、安全保障上の不安、恐怖があるのだと分析した。そして、イギリスが保障を提供することで、その不安を除去でき、対独政策を緩和させ、欧州復興への道が開けると考えたのである。チャーチルやクロウはこの論理を繰り返し主張し、ロイド・ジョージも協定を推すときにはこの論理に基づいた。一方、協定の懐疑論者たちは、保障を提供したところでフランスの政策は操作しえず、協定を結ぶことでフランスと協働する義務が生じれば、むしろイギリスがフランスの対独政策に振り回されてしまうことを懸念した。

ドイツ問題への協力に次ぐフランスからの獲得目標は、ヨーロッパ外の懸案、とりわけトルコ和平問題とタンジール問題をイギリス優位の解決へと導くことであつた。帝国畑を歩んだカーズンとハーディングは自然とこの点を強調した。しかし、彼らは協定締結の前に、フランスが譲歩を示すことに固執した。安全保障協定こそがイギリスの提供し得る最大の取引材料であり、ひとたび協定を与えてしまえば、交渉上の立場が弱くなると考えたためである。この論理はドイツ問題にも援用され、最終的に内閣の天秤を交渉凍結へと傾かせた。

ドイツの復活を強く警戒したフランスとは対照的に、イギリスの対独脅威認識は低く、ゆえに脅威への対処という従来の同盟形成の動機は弱かつた。「ドイツを抑止」といつた言説は、ダービーや参謀本部の主張に多少見られるが、軍縮されたドイツを脅威と見ることを「グロテスク」だと述べたバルフォアの発言に象徴されるように、閣

僚の大半はドイツを脅威とはみなさなかつた。むしろ、仏潜水艦問題への拘りが示すように、軍事力を維持するフランスの脅威が強調される傾向があつた。

さらに、フィリップ・カーヤスマッツの発言に見られるように、欧州大陸への不干渉を説く声は大きく、軍事同盟をほとんど教条的に忌避する傾向も一部に見られた。こうした思考は、イギリスの政策決定者たちに無視しえぬ圧力を加え、仮にフランスと安全保障協定を結ぶにしても、イギリスのコミットメントを最小限に限定することが強く意識された。具体的には、フランス領土の保全がイギリスの提供しうる保障のリミットに設定され、ドイツのヴェルサイユ条約違反を条約該当事由とすることや、ポーランドやチェコスロバキアに直接的保障を提供することは、ほとんど問題外とされた。このことは、包括的防衛同盟を望むフランスとの間に軋轢を生んだ。

このように概観すると、英仏同盟が流産に終わったことは不思議ではない。むしろ、カンヌ会議で一時調印寸前まで迫つたことのほうが驚きと言えるかもしれない。しかし、本稿で見えてきたように、イギリス政府内に英仏同盟案を支持する声は少なからず存在した。特にクロウは、ブリアンが描いたように、英仏の緊密な連帯を核に、欧州多国間協商と欧州経済復興を軌道に乗せ、国際連盟を下支えする強固で安定した秩序基盤を形成しようとまで考えた。このような発想は後のロカルノ条約へと継承されていくのであるが、その中心を成すはずの英仏同盟が実を結ぶことはなかつた。

- (1) Samuel R. Williamson Jr., *The Politics of Grand Strategy: Britain and France Prepare for War, 1904-1914* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1969).
- (2) John Paul Selsam, *The Attempts to Form an Anglo-French Alliance, 1919-1924* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1936).
- (3) William R. Keylor, 'Rise and Demise of the Franco-American Guarantee Pact, 1919-1921', *Proceedings of the Annual Meet-*

- ing of the Western Society for French History, 15 (1988), pp. 367–77; Antony Lentin, “The Treaty that Never Was: Lloyd George and the Abortive Anglo-French Alliance of 1919”, in Jundith Loades, ed., *The Life and Times of David Lloyd George* (Bangor: Headstart History, 1991); idem, “Une aberration inexplicable? Clemenceau and the Abortive Anglo-French Guarantee Treaty of 1919”, *Diplomacy & Statecraft*, 8:2 (1997), pp. 31–49; idem, ‘Lloyd George, Clemenceau and the Elusive Anglo-French Guarantee Treaty, 1919: “A Disastrous Episode”’, in Alan Sharp and Glyn Stone, eds., *Anglo-French Relations in the Twentieth Century: Rivalry and Cooperation* (London: Routledge, 2000).
- (4) Anne Orde, *Great Britain and International Security, 1920–1926* (London: Royal Historical Society, 1978), ch. 1; Hines Hall III, ‘Lloyd George, Briand, and the Failure of the Anglo-French Entente’, *Journal of Modern History*, 50:2 (1978), pp. D1121–38; Sally Marks, ‘Ménage à Trois: The Negotiations for an Anglo-French-Belgian Alliance in 1922’, *International History Review*, 4:4 (1982), pp. 524–52.
- (5) Tardieu, *La Paix* (Paris: Payot, 1921), pp. 162–4; *Documents Diplomatiques: Documents relatifs aux négociations concernant les garanties de sécurité contre une agression de l’Allemagne: 10 janvier 1919-7 décembre 1923* (Paris: Imprimerie nationale, 1924) [DD], n° 1; cf. Georges-Henri Soutou, « La France et les Marches de l’Est 1914–1919 », *Revue historique*, 260 (1978), pp. 341–88.
- (6) Inter-Allied conference, 1 December 1918, IC 97, CAB 28/5, The National Archives, Kew [TNA]; David Lloyd George, *The Truth About the Peace Treaties* (London: Victor Gollancz, 1938), vol. 1, pp. 132–6.
- (7) Balfour memo, 18 Mar 1919, Balfour papers, Add. MS 49751, British Library, London [BL].
- (8) Tardieu, *La Paix*, pp. 165–84; DD, n° 2.
- (9) War Cabinet 538A, 541A, 28 Feb, 4 Mar 1919, CAB 23/15, TNA.
- (10) Notes of talks between Clemenceau, House and Lloyd George, 7 Mar 1919, Lloyd George papers [LG/], F/147/1, Parliamentary Archives, London [PA]; *Papers respecting Negotiations for an Anglo-French Pact* (London: HMSO, 1924) [Cmd. 2169], no. 12; Lloyd George, *Truth*, vol. 1, p. 398.
- (11) Edward House diary, 12 Mar 1919, House papers, MS 466, ser. 2, vol. 7, Yale University Library, New Haven, CT, http://digitalcollections.library.yale.edu/1004_6/index.dl (accessed 15 Oct 2012).

- (12) House diary, 14 Mar 1919 [「公使日記をよむに於ての必要記事」]; Lloyd George, *Truth*, vol. 1, p. 403; Tardieu, *La Paix*, p. 195.
- (13) *Ibid.*, pp. 196–200.
- (14) Hankey to Lloyd George, 19 Mar 1919, LG/F/23/4/39, PA.
- (15) Lloyd George, *Truth*, vol. 1, pp. 403–16; Antony Lentin, *Guilt at Versailles: Lloyd George and the pre-History of Appeasement* (London: Methuen, 1985), pp. 46–7. 同覚書の原型になったと思われる三月二十三日付の秘密覚書には「英米による「共同保障 (joint guarantee)」と記され、イギリス単独の保障ではなく、あくまでアメリカと共同で保障する意図が読み取れる。
- Anonymous memo, 23 Mar 1919, LG/F/147/3/2, PA.
- (16) House diary, 14, 15 Apr 1919; *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States: The Paris Peace Conference, 1919* (Washington, DC: GPO, 1942–7) [FRUS-PPC], vol. 5, pp. 113, 118.
- (17) Lloyd George, *Truth*, vol. 1, p. 426.
- (18) Paul Mantoux, *The Deliberations of the Council of Four*, trans. and ed., Arthur S. Link (Princeton: Princeton University Press, 1992), vol. 1, no. 43; FRUS-PPC, vol. 5, pp. 113–4.
- (19) Lloyd George and Balfour to Clemenceau, 5 May 1919, LG/F/51/1/22, PA; see also, Lentin, “‘Une Aberation Inexplicable’”, p. 43, n. 14. 英米首領の免責条項が打ち加えられた。
- (20) British Empire Delegation, 30th meeting, 5 May 1919, CAB 29/28, TNA; cf. Lentin, “Treaty that Never Was’, pp. 121–2; *idem*, ‘The Elusive Anglo-French Guarantee Treaty’, p. 107.
- (21) FRUS-PPC, vol. 6, pp. 735–7; Lentin, “‘Une Aberation Inexplicable’?”, p. 33.
- (22) 参文45 FRUS-PPC, vol. 13, pp.757–62 参照。
- (23) *Ibid.*, p. 757; Keylor, ‘Franco-American Guarantee Pact’, pp. 371–3; Lloyd E. Ambrosius, ‘Wilson, the Republicans, and French Security after World War I’, *The Journal of American History*, 59:2 (1972), pp. 341–52.
- (24) HC Deb, 18 Dec 1919, ser 5, vol. 123, c. 762.
- (25) Wilson memo, 17 Mar 1920, forwarded by Churchill to the Cabinet, 20 Mar 1920, CP 919, CAB 24/101, TNA.
- (26) Chamberlain memo, 28 Jun 1920, CID 246–B, CAB 4/7, TNA.
- (27) Thomas Jones, *Whitehall Diary*, ed., Keith Middlemas (London: Oxford University Press, 1969), vol. 1, pp. 115–17; Cabinet

- [C] 38 (20), 30 Jun 1920, CAB 23/21, TNA.
- (28) Kerr to Lloyd George, 2 Sep 1920, LG/F/90/1/18, PA.
- (29) *The Times*, 3 Dec 1920; Randolph S. Churchill, *Lord Derby: King of Lancashire* (New York: G. P. Putnam's Sons, 1960), pp. 384-6.
- (30) *Documents on British Foreign Policy 1919-1939, First Series* (London: HMSO, 1947-86) [DBFP], vol. 17, no. 38; Crowe memo, 12 Feb 1921, Curzon papers, MSS Eur: F 112/242, BL (India Office Records [IOR]).
- (31) C 40 (21), 24 May 1921, CAB 23/25, TNA; Saint-Aulaire à Briand, 7 Jun 1921, Série Z [Z], Grande-Bretagne [GB], vol. 46, Archives du Ministère des Affaires étrangères, La Courneuve [MAE]. 紺田田中兼記坊紫龍之筆 | した。
- (32) *Revue des deux mondes*, 1 Jun 1921, pp. 709-20.
- (33) DBFP, vol. 16, no. 634.
- (34) *The Times*, 3 Jun 1921.
- (35) *Le Petit Parisien*, 4 Jun 1921; *Le Matin*, 5 Jun 1921; *L'Echo de Paris*, 5, 8 Jun 1921; *Le Temps*, 7 Jun 1921.
- (36) Hardinge to Curzon, 3 Jun 1921, W6618/6298/17, FO 371/6995, TNA; Hardinge to Curzon, 13 Jun 1921, Curzon papers, MSS Eur: F 112/200, BL (IOR).
- (37) Churchill, *Lord Derby*, pp. 397-8.
- (38) Imperial Conference, 2nd meeting [E 2], 21 Jun 1922, CAB 32/2, TNA.
- (39) E 4, 22 Jun 1922, *ibid.*
- (40) Hankey to Lloyd George, 25 Jun 1921, LG/F/25/1/48, PA.
- (41) E 18, 7 Jul 1921, CAB 32/2, TNA.
- (42) *Ibid.*
- (43) *Ibid.*
- (44) E 18, 28, 7, 25 Jul 1921, CAB 32/2, TNA.
- (45) Curzon to Hardinge, 28 Nov 1921, Curzon papers, MSS Eur: F 112/232, BL (IOR).
- (46) Committee of Imperial Defence, 149th to 151st meetings, 15, 23, 26 Nov 1921, CAB 2/3, TNA.

- (47) 例えば、一年前には英仏軍事協定を熱心に推したチェンバレンも、トルコや潜水艦をめぐる問題をきっかけにフランスに不信を抱き、慎重論に転じたと言われる。Chamberlain to his sisters, 1, 14 Jan 1922, Austen Chamberlain papers, AC 5/1/222, 224, Birmingham University Library, Birmingham.
- (48) フランスの影響下にあったモロッコ北部の港湾都市タンジールをめぐる問題。同地がシブラルタル海峡に面する要衝であったこともあり、イギリスは同地の中立化(国際管理)を求めていた。G. H. Bennett, 'Britain's Relations with France after Versailles: The Problem of Tangier, 1919-1923', *European History Quarterly*, 24:1 (1994), pp. 53-84 に詳し。
- (49) Curzon to Hardinge, 5 Dec 1921, W12716/12716/17, FO 371/7000, TNA; Saint-Aulaire à Briand, 14 Dec 1921, Z, GB, vol. 69, MAE.
- (50) C 93 (21), 16 Dec 1921, CAB 23/27, TNA.
- (51) DBFP, vol. 15, no. 110; Curzon to Hardinge, 24 Dec 1921, Curzon papers, MSS Eur. F 112/232, BL (IOR); Georges Suarez, *Briand* (Paris: Plon, 1938-52), t. 5, pp. 349-51.
- (52) Crowe memo, 26 Dec 1919, W13420/12716/17, FO 371/7000, TNA.
- (53) Hardinge to Curzon, 26 Dec 1921, Curzon papers, MSS Eur. F 112/200, BL (IOR).
- (54) Hardinge to Curzon, 27 Dec 1921, *ibid.*
- (55) DBFP, vol. 16, no. 768; Curzon to Lloyd George, 28, 30 Dec 1921, LG/F/13/2/63, 64, PA.
- (56) DBFP, vol. 19, no. 1; British delegation at Cannes to Cabinet Office, 6 Jan 1922, W198/50/17, FO 371/8249.
- (57) DBFP, vol. 15, nos. 107-9, 111; Carole Fink, *The Genoa Conference: European Diplomacy, 1921-22* (Syracuse, NY: Syracuse University Press, 1993), chs. 1-2; Anne Orde, *British Policy and European Reconstruction after the First World War* (Cambridge: Cambridge University Press, 1990), pp. 160-82. 亀井紘「シエノーア会議(一九二二年四月―五月)と戦後国際秩序の構築——ロイヤル・シエノーシとイギリスの役割——」『国際政治』第九六号(一九九二年)。
- (58) British delegation memo, 4 Jan 1922, AJ 311, CAB 29/35, TNA.
- (59) DBFP, vol. 19, no. 3.
- (60) DD, n° 21; Cmd. 2169, no. 35.
- (61) DBFP, vol. 19, no. 10; Suarez, Briand, t. 5, pp. 380-2, 384.

- (81) C 21 (22), 26 Mar 1922, CAB 23/29, TNA.
- (82) Villiers minute, 20 Mar 1922, W2375/50/17, FO 371/8251, TNA.
- (83) General Staff memo, 28 Mar 1922, and Curzon minute, n.d., W2996/50/17, FO 371/8251, TNA.
- (84) Warerlow memos, 28 Apr. 9 May 1922, and minutes by Tyrrell, 29 Apr 1922, Curzon, 29 Apr 1922, and Crowe, 17 May 1922, C6200, C6875/6200/18, FO 371/7567, TNA.
- (85) Balfour to Hardinge, 13 Jun 1922, W4880/50/17, FO 371/8251, TNA.

〔付記〕 本研究は、科学研究費補助金〔特別研究員奨励費〕課題番号11J06571)の助成を受けた研究成果の一部である。

大久保 明 (おおくぼ あきら)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 日本学術振興会特別研究員DC2

所属学会 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域 日本国際政治学会

主要著作 イギリス外交史、国際関係史、国際政治学

「イギリス外交とヴェルサイユ条約——条約執行をめぐる英仏対立、一

九一九—一九二〇年——」『法学政治学論究』第九四号(二〇一二年)